

都道府県等におけるフグの衛生確保に関する条例、要綱等の制定状況(平成21年1月現在)

	都道府県名	フグ条例・規則	その他条例	要綱・要領	その他(他自治体の条例・通知等)	条例・規則・要綱等の名称
1	北海道		○	○		食品衛生法施行条例(フグ処理責任者の設置) 食品衛生法施行細則(食品衛生法施行細則:施設の届出) 北海道ふぐ処理責任者講習会実施要綱
2	青森県			○		青森県フグ取扱指導要綱
3	岩手県			○		フグの衛生確保に関する指導要綱
4	宮城県			○		ふぐの取扱いに関する指導要綱
5	秋田県			○		秋田県ふぐの取扱いに関する指導要綱
6	山形県			○		山形県フグ取扱い指導要綱
7	福島県			○		フグの衛生確保に関する要綱
8	茨城県			○		茨城県フグ取扱い指導要綱 茨城県遊漁船上におけるフグの除毒処理に関する指導要綱
9	栃木県			○		栃木県フグ取扱指導要綱
10	群馬県			○		群馬県ふぐ取扱指導要綱 群馬県ふぐ取扱者衛生講習会等実施要領
11	埼玉県	○				埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例
12	千葉県	○				ふぐの取扱い等に関する条例 ふぐの取扱い等に関する条例施行規則
13	東京都	○				東京都ふぐの取扱い規制条例 東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則
14	神奈川県	○				神奈川県ふぐ取扱及び販売条例 神奈川県ふぐ取扱及び販売条例施行規則
15	新潟県			○		新潟県フグ中毒の防止に関する要綱
16	富山県			○		富山県フグ取扱指導要綱
17	石川県	○				石川県ふぐの処理等の規制に関する条例 石川県ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則
18	福井県	○				福井県ふぐの処理に関する条例 福井県ふぐの処理に関する条例施行規則
19	山梨県				○	ふぐ調理業態の取扱いについて(通知)
20	長野県			○		長野県フグ取扱指導要綱
21	岐阜県			○		岐阜県フグ取扱指導要綱
22	静岡県	○				静岡県ふぐの取扱い等に関する条例 静岡県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則
23	愛知県	○				愛知県ふぐ取扱規制条例 愛知県ふぐ取扱規制条例施行規則
24	三重県			○		三重県ふぐ取扱指導要綱
25	滋賀県	○				滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例 滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則
26	京都府	○				ふぐの取扱い及び販売に関する条例 ふぐの取扱い及び販売に関する条例施行規則
27	大阪府	○				大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例 大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例施行規則
28	兵庫県				○	フグ処理施設の届出等について(通知)
29	奈良県	○				ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例 ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例施行規則
30	和歌山県			○		和歌山県フグ処理等に関する指導要綱
31	鳥取県	○				鳥取県ふぐの取扱いに関する条例
32	島根県			○		フグの衛生確保に関する取扱要領
33	岡山県	○				岡山県ふぐ調理等規制条例 岡山県ふぐ調理等規制条例施行規則
34	広島県			○		フグの処理等に関する指導要綱 広島県フグ処理者養成講習会実施要領
35	山口県	○		○		ふぐの処理の規制に関する条例 ふぐの処理の規制に関する条例施行規則 フグ処理施設取扱要領
36	徳島県			○		徳島県フグの処理等に関する取扱要領
37	香川県	○		○		香川県ふぐの処理等に関する条例 香川県ふぐの処理等に関する施行規則 香川県ナシフグ取扱い要綱
38	愛媛県	○				愛媛県ふぐ取扱者条例 愛媛県ふぐ取扱者条例施行規則
39	高知県	○				ふぐ取扱い条例 ふぐ取扱い条例施行規則
40	福岡県	○				福岡県ふぐ取扱条例 福岡県ふぐ取扱条例施行規則

	都道府県名	フグ条例・規則	その他条例	要綱・要領	その他(他自治体の条例・通知等)	条例・規則・要綱等の名称
41	佐賀県			○		佐賀県フグによる事故防止対策実施要綱
42	長崎県			○		ふぐによる食中毒防止対策要綱
43	熊本県	○				熊本県ふぐ取扱条例
44	大分県		○			大分県食の安全・安心推進条例 大分県食の安全・安心推進条例施行規則
45	宮崎県	○				ふぐ取扱条例
46	鹿児島県	○				ふぐの取扱いの規制に関する条例 ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則
47	沖縄県			○		沖縄県ふぐ取扱い要綱
48	札幌市		○	○		札幌市食品衛生法施行条例 札幌市食品衛生法施行細則 ふぐを取り扱う営業に係る運営の事務取扱要領
49	仙台市			○		ふぐの取扱いに関する指導要綱
50	さいたま市				○	埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則
51	千葉市				○	ふぐの取扱い等に関する条例(千葉県)
52	横浜市				○	神奈川県ふぐ取扱及び販売条例 神奈川県ふぐ取扱及び販売条例施行規則
53	川崎市				○	神奈川県ふぐ取扱及び販売条例 神奈川県ふぐ取扱及び販売条例施行規則
54	新潟市			○		新潟市フグ中毒の防止に関する要綱
55	静岡市	○			○	静岡県ふぐの取扱い等に関する条例 静岡県ふぐ営業所登録の取扱い等に関する規則
56	浜松市	○			○	静岡県ふぐの取扱い等に関する条例 静岡県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則 浜松市ふぐの取扱等に関する規則
57	名古屋市				○	愛知県ふぐ取扱い規制条例 愛知県ふぐ取扱い規制条例施行規則
58	京都市			○	○	ふぐの取扱い及び販売に関する条例(京都府) ふぐの取扱い及び販売に関する条例施行規則(京都府) 「ふぐの取扱い及び販売に関する条例」の取扱要領(京都市)
59	大阪市				○	大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例 大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例施行規則
60	堺市				○	大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例 大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例施行規則
61	神戸市			○		神戸市フグ取扱い指導要綱
62	広島市			○		広島市フグの処理等に関する指導要綱
63	北九州市				○	福岡県ふぐ取扱条例 福岡県ふぐ取扱条例施行規則
64	福岡市				○	福岡県ふぐ取扱条例
65	旭川市		○	○		旭川市食品衛生法施行条例 旭川市食品衛生法施行細則 旭川市ふぐ処理責任者講習会実施要綱
66	小樽市		○		○	小樽市食品衛生法施行条例 北海道食品衛生法施行条例
67	函館市		○	○		函館市食品衛生法施行条例 函館市食品衛生法施行細則 函館市ふぐ処理責任者講習会実施要領
68	青森市			○		青森市フグ取扱指導要綱
69	盛岡市				○	フグの衛生確保に関する指導要綱(岩手県)
70	秋田市			○		秋田市フグの取扱いに関する指導要綱
71	郡山市			○		郡山市フグの衛生確保に関する要綱
72	いわき市			○		いわき市フグの衛生確保に関する要綱
73	宇都宮市			○		宇都宮市フグ取扱指導要綱
74	川崎市				○	埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則
75	船橋市				○	ふぐの取扱い等に関する条例(千葉県) ふぐの取扱い等に関する条例施行規則(千葉県) 船橋市におけるふぐ取扱い等に関する条例施行細則
76	柏市				○	ふぐの取扱い等に関する条例(千葉県) ふぐの取扱い等に関する条例施行規則(千葉県)
77	千代田区				○	東京都ふぐの取扱い規制条例 東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則
78	中央区				○	東京都ふぐの取扱い規制条例 東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則
79	港区				○	東京都ふぐの取扱い規制条例 東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則

	都道府県名	フグ条例・規則	その他条例	要綱・要領	その他(他自治体の条例・通知等)	条例・規則・要綱等の名称
80	新宿区				○	東京都ふぐの取扱い規制条例 東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則
81	文京区				○	東京都ふぐの取扱い規制条例 東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則
82	台東区				○	東京都ふぐの取扱い規制条例 東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則
83	墨田区				○	東京都ふぐの取扱い規制条例 東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則
84	江東区				○	東京都ふぐの取扱い規制条例 東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則
85	品川区				○	東京都ふぐの取扱い規制条例 東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則
86	目黒区				○	東京都ふぐの取扱い規制条例 東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則
87	大田区				○	東京都ふぐの取扱い規制条例 東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則
88	世田谷区				○	東京都ふぐの取扱い規制条例 東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則
89	渋谷区				○	東京都ふぐの取扱い規制条例 東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則
90	中野区				○	東京都ふぐの取扱い規制条例 東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則
91	杉並区				○	東京都ふぐの取扱い規制条例 東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則
92	豊島区				○	東京都ふぐの取扱い規制条例 東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則
93	北区				○	東京都ふぐの取扱い規制条例 東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則
94	荒川区				○	東京都ふぐの取扱い規制条例 東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則
95	板橋区				○	東京都ふぐの取扱い規制条例 東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則
96	練馬区				○	東京都ふぐの取扱い規制条例 東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則
97	足立区				○	東京都ふぐの取扱い規制条例 東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則
98	葛飾区				○	東京都ふぐの取扱い規制条例 東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則
99	江戸川区				○	東京都ふぐの取扱い規制条例 東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則
100	八王子市				○	東京都ふぐの取扱い規制条例 東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則
101	横須賀市				○	神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例
102	相模原市				○	神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例 神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例施行規則
103	藤沢市				○	神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例 神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例施行規則
104	富山市			○		富山市フグ取扱指導要綱
105	金沢市				○	石川県ふぐの処理等の規制に関する条例 石川県の事務処理の特例に関する条例
106	長野市			○		長野市フグ取扱指導要綱
107	岐阜市				○	岐阜県フグ取扱指導要領
108	豊田市				○	愛知県ふぐ取扱い規制条例 愛知県ふぐ取扱い規制条例施行規則
109	豊橋市				○	愛知県ふぐ取扱い規制条例 愛知県ふぐ取扱い規制条例施行規則
110	岡崎市				○	愛知県ふぐ取扱い規制条例 愛知県ふぐ取扱い規制条例施行規則
111	四日市市	○				四日市市ふぐの取扱いに関する規則
112	東大阪市				○	大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例 大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例施行規則
113	高槻市				○	大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例 大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例施行規則
114	姫路市			○		姫路市フグの処理を行う施設に関する指導要領
115	尼崎市			○	○	フグの販売及び処理取扱要領(尼崎市) フグによる食中毒防止一斉取締り実施要領(兵庫県)

	都道府県名	フグ条例・規則	その他条例	要綱・要領	その他(他自治体の条例・通知等)	条例・規則・要綱等の名称
116	西宮市		○	○		西宮市食品衛生法の施行等に関する条例 西宮市食品衛生法等実施規則 西宮市「ふぐ調理・衛生に関する特別講習会」開催要綱
117	奈良市				○	ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例(奈良県) ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例施行規則(奈良県)
118	和歌山市				○	和歌山県フグ処理等に関する指導要綱
119	岡山市	○		○	○	岡山県ふぐ調理等規制条例 岡山市ナシフグ取扱要綱 岡山市規則:岡山県ふぐ調理等規制条例施行細則
120	倉敷市			○	○	岡山県ふぐ調理等規制条例 倉敷市ナシフグ取扱要綱
121	呉市			○		フグの処理等に関する指導要綱
122	福山市			○		福山市フグの処理等に関する指導要綱
123	下関市			○	○	ふぐの処理の規制に関する条例(山口県) フグ処理施設取扱要領
124	高松市	○		○	○	香川県ふぐの処理等に関する条例 香川県ふぐの処理等に関する条例施行規則 高松市ふぐの処理等に関する規則
125	松山市				○	愛媛県ふぐ取扱者条例
126	高知市				○	ふぐ取扱条例(高知県) ふぐ取扱条例施行規則(高知県)
127	大牟田市				○	福岡県ふぐ取扱条例
128	久留米市				○	福岡県ふぐ取扱条例
129	長崎市				○	ふぐによる食中毒防止対策要綱(長崎県)
130	佐世保市				○	ふぐによる食中毒防止対策要綱(長崎県)
131	熊本市				○	熊本県ふぐ取扱条例
132	大分市			○	○	大分県食の安全・安心推進条例 大分市における大分県食の安全・安心推進条例施行細則 大分市ふぐ処理に関する事務処理要領
133	宮崎市				○	ふぐ取扱条例(宮崎県) ふぐ取扱条例施行規則(宮崎県)
134	鹿児島市				○	ふぐの取扱いの規制に関する条例(鹿児島県) ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則(鹿児島県)

ノロウイルスに係る食中毒事件数（原因食品別）

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
総数	269	268	278	277	274	499	344
魚介類	98	83	73	39	45	26	14
貝類	94	81	70	38	42	22	8
魚介類加工品	1	3	0	1	3	0	0
肉類及びその加工品	0	1	1	1	1	1	1
卵類及びその加工品	0	0	0	0	0	0	0
乳類及びその加工品	0	0	0	0	0	0	0
穀類及びその加工品	0	3	3	2	3	3	3
野菜及びその加工品	0	2	1	1	1	2	2
菓子類	1	0	2	2	3	3	7
複合調理食品	9	11	15	21	19	77	46
その他	106	131	145	162	172	310	240
食品特定	6	3	6	4	5	11	7
食事特定	100	128	139	158	167	299	233
不明	54	34	38	48	27	77	31

下痢性貝毒 発生に伴う出荷自主規制措置及び解除について(平成20年1月以降)

平成20年11月7日付けで北海道噴火湾湾口海域産ホタテガイの出荷自主規制措置が解除された。

検査の結果、下痢性貝毒検出量が規制値(0.05MU/g)を超えたため、当該貝類等の採捕・出荷の自主規制等が現在とられているものは下表のとおりである。

また、発生道県は関係都道府県、関係中央卸売市場等に出荷等の自主規制措置を講じた旨通知している。

農林水産省としては、継続して実施される下痢性貝毒の検査結果を見守っており、必要に応じ適切な指示をすることとしたい。

NO	自主規制対象種 (検査対象種等)	都道府県	海 域	漁業 実態	規制開始 年月日	貝毒量 (MU/g)	規制解除 年月日
1	ホタテガイ	岩手県	北部及び山田湾	あり	H20.4.16	0.05～0.1	山田湾H20.5.15、 北部H20.5.22
2	カキを除く付着性二枚貝 (ムラサキイガイ)	青森県	暖流系	なし	H20.4.17	0.05以上 0.1未満	H20.9.11
3	ホタテガイ	岩手県	中北部、宮古湾、釜石湾、三陸町及び大船渡湾西部	あり	H20.4.23	0.05～0.2	宮古湾H20.5.15、 大船渡湾西部 H20.5.22、 中北部及び三陸 町H20.5.27、 釜石湾H20.6.10
4	ホタテガイ	北海道	石狩湾	あり	H20.4.24	0.10以上	H20.5.31
5	ムラサキイガイ	宮城県	南部	あり	H20.4.25	0.06～ 0.13	H20.5.26
6	ホタテガイ	岩手県	大船渡湾東部	あり	H20.4.25	0.05～0.1	H20.5.29
7	ホヤ	岩手県	三陸町及び大船渡湾西部	あり	H20.4.28	0.05～0.1	三陸町H20.5.16、 大船渡湾西部 H20.5.19
8	ホタテガイ	北海道	噴火湾東部	あり	H20.5.2	0.05以上	H20.9.26
9	ホタテガイ	岩手県	大槌湾及び南部	あり	H20.5.2	0.05～0.1	H20.5.22
10	ホタテガイ	宮城県	小泉・伊里前湾、追波湾及び雄勝湾	あり	H20.5.2	0.09～ 0.25	H20.5.27
11	ムラサキイガイ	宮城県	北部	なし	H20.5.2	0.05～ 0.06	H20.5.28
12	ホタテガイ	北海道	宗谷北部	あり	H20.5.10	0.05以上	H20.6.19
13	ホタテガイ	北海道	噴火湾湾口	あり	H20.5.20	0.05以上	H20.11.7
14	ホタテガイ	北海道	網走中部	あり	H20.5.21	0.05以上	H20.6.27
15	イガイ	秋田県	イガイの海域区分は1海域	なし	H20.5.26	0.05～ 0.10	H20.8.19
16	ムラサキイガイ	茨城県	鹿嶋市	なし	H20.6.5	0.05以上	H20.7.15
17	イガイ	山形県	イガイの海域区分は1海域	あり	H20.6.13	0.05～ 0.10	H20.7.23
18	ホタテガイ	北海道	太平洋東部	あり	H20.7.5	0.05以上	H20.10.9
19	ホヤ	岩手県	大船渡湾西部	あり	H20.7.11	0.05～ 0.1	H20.8.6
20	ムラサキイガイ	宮城県	北部	なし	H20.7.15	0.05～ 0.06	H20.8.22
21	ホタテガイ	岩手県	釜石湾	あり	H20.7.16	0.05～ 0.1	H20.8.5
22	ホヤ	岩手県	北部	あり	H20.7.17	0.05～ 0.1	H20.8.6
23	ホタテガイ	北海道	サロマ湖	あり	H20.8.27	0.05	H20.9.26

※

※印は、今回報告分

麻痺性貝毒 発生に伴う出荷自主規制措置及び解除について(平成20年1月以降)

平成20年12月25日付けで大分県佐伯市蒲江南部(猪串湾, 小蒲江湾, 蒲江湾)海域産養殖ヒオウギガイ及び愛媛県西予市三瓶湾海域産マガキの出荷自主規制措置が講じられた。

検査の結果、麻痺性貝毒検出量が規制値(4MU/g)を超えたため、当該貝類等の採捕・出荷等の自主規制が現在とられているものは下表のとおりである。

また、発生道県は関係都道府県、関係中央卸売市場等に出荷等の自主規制措置を講じた旨通知している。

農林水産省としては、継続して実施される麻痺性貝毒の検査結果を見守っており、必要に応じ適切な指示をすることとしたい。

NO	自主規制対象種 (検査対象種等)	都道府県	海 域	漁業実態	規制開始 年月日	貝毒量 (MU/g)	規制解除 年月日	
1	ムラサキイガイ	大分県	佐伯市蒲江南部(猪串湾, 小蒲江湾, 蒲江湾, 名護屋湾)	なし	H11.3.4	14.6		
2	カキ	熊本県	天草市新和町宮地浦湾	なし	H19.3.6	63.0		
3	二枚貝(天然アサリ)	大分県	佐伯市蒲江南部(蒲江湾, 小蒲江湾, 猪串湾, 名護屋湾)	あり	H20.3.27	11.6	H20.5.15	
4	カキ	宮城県	荻浜湾	あり	H20.3.31	6.4	H20.4.21	
5	アサリ	大阪府	大阪湾	なし	H20.4.9	6.7	H20.6.4	
6	ムラサキイガイ注2 [トゲクリガニ、イシガニ]	福島県	福島県海域	なし	H20.4.10	7.3	H20.5.30	
7	アサリ	兵庫県	洲本市	なし	H20.4.17	16.0	H20.5.29	
8	アカガイ	大阪府	大阪湾	あり	H20.4.23	7.3	H20.6.11	
9	トリガイ	大阪府	大阪湾	あり	H20.4.23	16.2	H20.6.4	
10	養殖ヒオウギガイ	大分県	佐伯市蒲江南部(蒲江湾, 小蒲江湾, 猪串湾)	あり	H20.4.24	17.0	H20.6.19	
11	アサリ	兵庫県	芦屋市及び神戸市須磨	なし	H20.5.1	9.1及び5.9	H20.5.22	
12	ムラサキイガイ	茨城県	鹿嶋市	なし	H20.5.1	15.9	H20.6.17	
13	二枚貝(天然アサリ)	大分県	佐伯市蒲江南部(蒲江湾, 小蒲江湾, 猪串湾, 名護屋湾)	あり	H20.5.29	4.4	H20.6.19	
14	ヒオウギガイ	三重県	度会	あり	H20.6.12	11.0	H20.7.16	
15	ホタテガイ	岩手県	大船渡湾西部	あり	H20.6.17	14.0	H20.12.24	
16	二枚貝(天然カキ)	徳島県	松茂町、徳島市、小松島市及び阿南市那賀川町沿岸	あり	H20.6.20	33.8	H20.7.11	
17	ホタテガイ	岩手県	大船渡湾東部	あり	H20.7.1	6.3	H20.7.23	
18	マガキ	山口県	仙崎湾	あり	H20.11.14	5.25		
19	ホタテガイ	岩手県	大槌湾	あり	H20.11.18	15.0		
20	カキ	岩手県	大槌湾	あり	H20.11.20	6.1	H20.12.10	
	マガキ	山口県	仙崎湾	あり	注3	59.0		
	マガキ	山口県	仙崎湾	あり	注3	251.0		
21	養殖ヒオウギガイ	大分県	佐伯市蒲江南部(猪串湾, 小蒲江湾, 蒲江湾)	あり	H20.12.25	5.0		※
22	マガキ	愛媛県	西予市三瓶湾	なし	H20.12.25	4.9		※

(注)1 ※印は、今回報告分。

2 No.6福島県海域のトゲクリガニ、イシガニについては検査未実施。

ムラサキイガイの毒化に伴い、採捕・出荷を自粛。

3規制開始はH20.11.14 急激に毒量が増えたため報告あり。

国産牛のBSE確認に伴う対策

平成13年

- ・ 9月10日 : 我が国において1頭目のBSE感染牛確認
- ・ 10月18日～ : と畜場においてと畜解体される牛の全頭検査
特定部位の除去、焼却の義務づけ

(平成15年 7月:食品安全委員会設置)

平成16年

- ・ 2月16日～ : BSE発生国の牛せき柱の食品への使用禁止
- ・ 2月 : 我が国のBSE対策について、食品安全委員会において
中立的立場から科学的な評価・検証を開始
- ・ 9月 9日 : 我が国のBSE対策の評価・検証結果の中間
とりまとめ公表
- ・ 10月15日 : 全頭検査を含む国内対策の見直しについて、食品安全
委員会に諮問
(BSE検査の検査対象を21か月齢以上とすること)

平成17年

- ・ 5月 6日 : 食品安全委員会から答申
- ・ 7月 1日 : 牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を
改正する省令の公布
(検査対象: 零月以上→21月以上)
- ・ 8月 1日 : 改正省令の施行

なお、21月齢未満の牛について地方自治体が自主検査を行う場合は、経過措置として平成20年7月まで国庫補助を継続。

平成21年

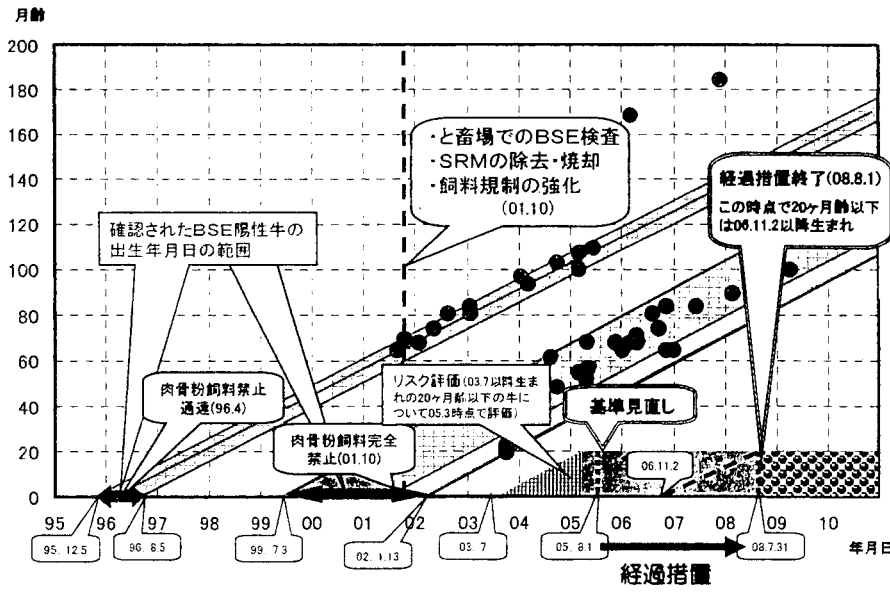
- ・ 3月末までに、全と畜場において、ピッシングが中止される見込み
(ピッシングの中止について、と畜場施行規則の一部改正のための
事務手続き中)

BSE検査頭数（と畜場）とBSE確認頭数

	BSE検査頭数 (と畜場)	BSE確認頭数※(平成21年1月31日現在)	BSE確認頭数※(平成21年1月31日現在)				
			<21	21-40	41-60	61-80	>80
平成13年度 (2001)	523,591	3(2)				3(2)	
平成14年度 (2002)	1,253,811	4(4)				2(2)	2(2)
平成15年度 (2003)	1,252,630	4(3)		2(2)			2(1)
平成16年度 (2004)	1,265,620	5(3)			1	1(1)	3(2)
平成17年度 (2005)	1,232,252	8(5)			2(1)	4(2)	2(2)
平成18年度 (2006)	1,218,285	8(3)				7(2)	1(1)
平成19年度 (2007)	1,228,256	3(1)					1(1)
平成20年度 (2008)4-12月	957,724	1					1
合計	8,932,169	36(21)		2(2)	3(1)	17(9)	14(9)

※()はと畜場で確認された頭数。平成13年9月に千葉県で確認された1例目、死亡牛検査で確認された13例を含め、国内では36頭がBSEとして確認

日本のBSE陽性牛の生年月日と確認年月日



米国産牛肉問題に関する経緯

<u>H15年12月24日</u>	<u>米国においてBSE感染牛確認、米国産牛肉等の輸入禁止</u>
<u>H17年12月12日</u>	<u>一定の条件で管理された米国産牛肉・牛内臓の輸入再開決定</u> (<ul style="list-style-type: none">・牛肉は20ヶ月齢以下と証明される牛由来・特定危険部位 (SRM) はあらゆる月齢から除去)
H18年 1月20日	・農林水産省動物検疫所成田支所及び厚生労働省成田空港検疫所において、せき柱を含む米国産子牛肉を発見 ・当該ロットについては、全て積み戻し又は焼却処分を行いすべての米国産牛肉の輸入手続を停止
H18年 6月24日～ 7月23日	対日輸出認定施設35施設に対する現地調査
H18年 7月27日	対日輸出認定施設34施設について輸入手続の再開を決定 (8月15日に残り1施設について輸入手続の再開を決定)
H18年11月26～ 12月13日	対日輸出認定施設に対する現地調査 (8施設のうち2施設は米国抜き打ち査察への同行)
<u>H19年 5月22日</u>	<u>OIE総会で米国のBSEステータス決定 (管理されたりスク)</u>
H19年 5月13～28日	対日輸出認定施設等の現地査察 (28施設)
H19年 6月13日	対日輸出認定施設等の現地査察結果公表 対日輸出プログラムの遵守の検証期間の終了、全箱確認の終了
<u>H19年 6月20日</u>	<u>米国側から輸入条件見直し協議の要請</u>
<u>H19年 6月27, 28日</u>	<u>米国産牛肉に関する日米間の技術的会合の開催</u>
<u>H19年 8月2, 3日</u>	<u>米国産牛肉に関する日米間の技術的会合の開催</u>
<u>H19年 9月8日</u>	<u>日米首脳会談の開催</u> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">米国側から、牛肉の輸入条件について、OIE基準に則し、月齢撤廃を求める旨要請。安倍総理からは、国民の食の安全を大前提に科学的知見に基づき対応し、引き続き両国の担当閣僚間で協議させていく旨応答。</div>
<u>H19年 10月16日</u>	<u>シュワブ米国通商代表と若林農林水産大臣との電話会談</u>
<u>H19年 10月22日</u>	<u>米国通商代表部大使と外務省、厚生労働省、農林水産省の3省の局長との意見交換</u> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">いずれも、米国から、OIE基準に則した見直し (月齢制限の撤廃等) の要請があり、我が方からは、先般開催された、日米の技術会合の結果を取りまとめることが緊要である旨等を発言。</div>
<u>H19年 11月16日</u>	<u>日米首脳会談の開催</u>
<u>H19年 12月6, 7日</u>	<u>日米次官級経済対話の開催</u>
<u>H20年 7月6日</u>	<u>日米首脳会談の開催</u>
H20年 8月17～31日	対日輸出認定施設等の現地査察 (10施設)
H20年 9月19日	対日輸出認定施設等の現地査察結果公表

- ・対日輸出認定施設数は41施設 (米側の検証期間終了後8増2減)
- ・平成18年7月27日から平成21年1月28日までの間の米国産牛肉等の輸入量は総計約11万4千トン。(厚生労働省検疫所における食品衛生法に基づく輸入手続が完了したもの)

事 務 連 絡
平成 2 0 年 9 月 2 4 日

各 $\left[\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right]$ 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

登録検査機関における業務上の留意事項について

標記については、別紙のとおり食品衛生登録検査機関協会理事長及び各地方厚生局健康福祉部長あて通知したので、情報提供いたします。

食品衛生登録検査機関協会理事長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

登録検査機関における業務上の留意事項について

今般、ある登録検査機関が輸入者の依頼を受けて輸入前に行った事前の検査において、受付担当者が検査を実施せずに成績書を発行したことが判明した事例が認められた。登録検査機関は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）に基づいて認可された製品検査を行うことが認められており、当該検査の信頼性の確保が義務付けられているところである。一方で、認可された製品検査以外の検査に係る信頼性は必ずしも確保されているわけではなく、この結果についても信頼性が確保されているような誤解を与えるような状況が見受けられ、上述のようなあってはならない事例も発生した。

このような状況にかんがみ、認可された製品検査以外の検査であっても、輸入、流通等の可否を判断する手段として利用されることが多く、その信頼性の確保が必要であることから、登録検査機関の行う検査について信頼性の向上を図るとともに、検査に係る業務上の留意事項について下記により取り扱うこととしたので、ご了知の上、貴協会会員の登録検査機関へ周知方お願いする。

記

第1 検査の信頼性確保

1. 認可された製品検査以外の検査であっても、登録検査機関であるとして検査を受託し結果を報告する場合には、認可された製品検査と同等の信頼性^{注1)}を確保するよう努めること。
2. 認可された製品検査の結果通知書には、「登録検査機関における製品検査の業

務管理について」(平成20年7月9日食安監発第0709003号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知)の別紙の11に掲げるもののほか、法第35条第2項により実施したことを明記すること。

3. 登録検査機関は、その行う業務のすべてが法に基づいて認可された製品検査であるかのような誤認をさせないようにするために、少なくとも認可された製品検査以外の検査の結果通知書には、認可された製品検査と同等の信頼性を確保しているか否かの別を明記する^{注2)}などの措置を執ること。

なお、認可された製品検査と同等の信頼性を確保していない場合には、受託する際に必ず、事前に委託者にその旨を説明すること。

4. 認可された製品検査以外の検査であっても、登録検査機関であるとして検査を受託し、認可された製品検査と同等の信頼性を確保している検査により結果を報告している場合には、登録更新申請の際に当該検査に係る資料を提出すること。また、当該検査について認可された製品検査と同等の信頼性が確保されていない旨を地方厚生局から指摘された場合には、必ず登録の有効期限までに、速やかに改善報告を行い、かつ、地方厚生局の確認を得ること。

第2 その他

1. 検査に係る業務上生じる疑義については、所轄の各地方厚生局へ問い合わせること。
2. 次の場合においても、可及的速やかに対応すること。
 - ①地方厚生局から報告を求められたとき
 - ②地方厚生局から指導を受けたとき
 - ③法第28条第4項に基づく委託を受けたとき

注1) 登録検査機関が法第25条第1項又は第26条第1項から第3項までの検査(製品検査)を行うには、法第37条第1項により業務規程の認可を受け、法第35条第2項の厚生労働省令で定める基準に適合する方法によらなければならないこととなっている。これ以外の検査についても「同等の信頼性」を確保するために、認可された製品検査に準じた業務管理体制により実施することが望ましい。

注2) 記載する文言は次のいずれかとする。

「本結果は、当機関が認可を受けた業務規程に準じ、厚生労働省令で定める基準に適合する方法で実施した検査によるものです。」

「本結果は、当機関が認可を受けた業務規程に準じ、厚生労働省令で定める基準に適合する方法で実施した検査によるものではありません。」

食安監発第0924004号

平成20年9月24日

各地方厚生局健康福祉部長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

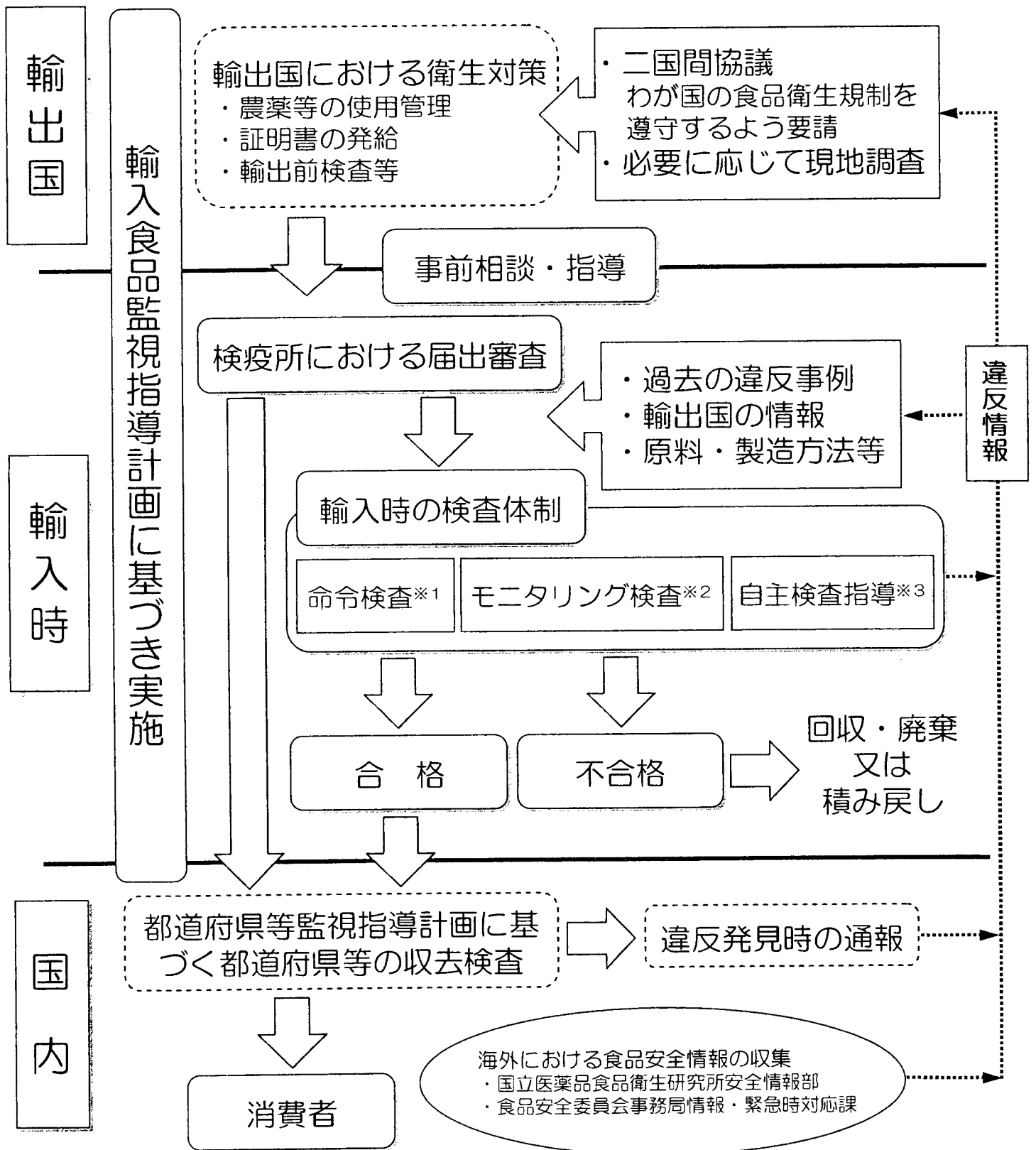
(公 印 省 略)

登録検査機関における業務上の留意事項について

標記については、別紙のとおり食品衛生登録検査機関協会理事長あて通知したので情報提供するとともに、貴職におかれても貴管下事業者への周知徹底方よろしくお願いします。

なお、登録検査機関以外の者による人を誤認させる行為に対しては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の第46条に基づき、監視及び指導方よろしく願います。

輸入食品の監視体制等の概要



- ※1：違反の蓋然性が高いものについて輸入の都度、輸入者に対し検査を命令し、検査に合格しなければ輸入・流通が認められない検査
- ※2：食品の種類毎に輸入量、違反率、危害度等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査
- ※3：輸入者の自主的衛生管理の一環として、初回輸入時等に、当該輸入食品等が法に適合していることを確認するために行う検査指導



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

問合せ先：

厚生労働省医薬食品局
食品全部監視安全課
輸入食品安全対策室
(内線 2474, 2497, 2498)

平成 20 年度
輸入食品監視指導計画監視結果
中間報告

平成 20 年 12 月
厚生労働省医薬食品局食品全部

平成20年度輸入食品監視指導計画監視結果（中間報告）

1. はじめに

我が国に輸入される食品等（以下「輸入食品等」という。）の安全性を確保するために国が行う監視指導については、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成15年厚生労働省告示第301号）に基づき、パブリックコメントの募集及びリスクコミュニケーションを実施し、平成20年度輸入食品監視指導計画（以下「計画」という。）を策定し、同条第3項の規定により官庁報告として官報に公表した上で、計画に基づいて行っているところです。

厚生労働省は、計画に基づいて実施した輸入食品等に係る監視指導の実施状況の概要について、翌年度の6月を目途に公表するほか、年度途中の状況についてもおおむね年度の半ばに公表することとしており、今般、平成20年4月から9月の間の計画に基づく監視結果の中間報告を取りまとめましたので公表します。

参 考：「輸入食品の安全を守るために」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html>

問合せ先：医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室

ENGLISH

輸入食品の安全を守るために

「輸入手続」 「監視指導」 「違反事例」 「統計情報」 「参考資料」

① 報道発表資料 [一覧を見る](#)

- ▶2008年12月05日 輸入届出に不適切な試験成績証明書が添付された事案について（第3報）（当該検査機関の改善措置の確認）
- ▶2008年11月27日 中国における生乳へのメラミン混入事案への対応について（第23報）

トピックス

- ▶輸入食品の安全確保を目指して～検疫所の仕事（動画：約14分）
- ▶検疫所パンフレット（PDFファイル）（PDF: 2,097KB）
- ▶輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）

2. 平成 20 年度輸入食品監視指導計画の概要

① 輸入食品監視指導計画とは

輸入食品等について国が行う監視指導の実施に関する計画（法第 23 条第 1 項）をいう。

【目的】国が、輸入時の検査や輸入者の監視指導等を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

② 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 4 条（食品の安全性確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない）の観点から、輸出国、輸入時、国内流通時の 3 段階での衛生対策確保を図るべく計画を策定し、監視指導を実施する。

③ 重点的に監視指導を実施すべき項目

- 輸入届出時における法違反の有無の確認
- モニタリング検査^{*1}（平成 20 年度計画：126 食品群、約 8 万件）
- 検査命令^{*2}（平成 20 年 9 月 30 日現在：全輸出国の 15 品目及び 36 カ国・1 地域の 201 品目）
- 包括的輸入禁止規定^{*3}
- 海外情報等に基づく緊急対応

④ 輸出国における衛生対策の推進

- 輸出国政府に対する衛生管理対策の確立の要請
- 現地調査や二国間協議を通じた、農薬等の管理・監視体制の強化、輸出前検査の推進

⑤ 輸入者に対する自主的な衛生管理の実施に関する指導

- 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
- 初回輸入時及び定期的自主検査の指導^{*4}
- 記録の保存に係る指導
- 輸入者等への食品衛生に関する知識の普及啓発

※1：食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査

※2：違反の蓋然性が高いものについて輸入の都度、検査を命令し、検査に合格しなければ輸入・流通が認められない検査

※3：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに販売、輸入を禁止できる規定

※4：加工食品について、原材料管理の検証に資する残留農薬等に係る試験法の検討・開発を実施